

尻別風力開発株式会社(※)
「(仮称) 尻別風力発電所環境影響評価準備書」
に対する勧告について

平成26年12月26日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 尻別風力発電所環境影響評価準備書」について、尻別風力開発株式会社(※)に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

※ 本件については、風力開発株式会社から尻別風力開発株式会社に承継され、平成26年12月15日付けでその旨の通知を受けている。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道寿都郡寿都町及び磯谷郡蘭越町
- ・原動力の種類 : 風力
- ・出 力 : 最大26,000kW(2,000~2,300kW級×最大13基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成26年 7月22日
住民等意見の概要受理	平成26年 9月22日
北海道知事意見受理	平成26年12月 9日
環境大臣意見受理	平成26年12月 9日

問合せ先: 電力安全課 磯部、長井、笠原
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

尻別風力開発株式会社「(仮称)尻別風力発電所
環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 騒音等について

- (1) 工事用資材等の主要な運搬ルートに福祉施設が面していることから、工事関係車両の走行台数の平準化を徹底すること等により、当該施設に対する道路交通騒音による影響について可能な限り回避、低減を図ること。
- (2) 風の影響を受けない時期を選び、あらためて現況騒音の測定を行った上で予測及び評価を行い、可能な限り環境影響の回避、低減を図ること。また、風力発電設備の騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、稼働開始後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

2. 水環境について

- (1) 対象事業実施区域内に湧水を水源とする簡易水道施設の取水口があることから、専門家等の意見を聴取し、さらに、水道管理者との協議を踏まえ、風力発電設備及び管理用道路の設置等に伴う土地の改変位置を集水域から外すなど、当該水源への水質及び水量への影響を回避すること。
- (2) 水の濁りについては、安全側の雨量想定に基づく予測を行い、その結果を踏まえて適切な環境保全措置を検討し、可能な限り環境影響の回避、低減を図ること。

3. 動物について

(1) 調査の実施について

- ① 文献調査が不十分であるため、再度文献調査を行うこと。
- ② 事業実施区域を含む集水域において魚類調査を行っていない河川について補足調査を行い、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。
- ③ 風力発電機の敷地などの改変区域で、動物調査が実施されていない箇所については、準備書に記載した予測及び評価の妥当性の確認を行うため、補足調査を実施し、その結果に応じて、必要な環境保全措置を講ずること。また、必要に応じて事後調査を実施すること。

(2) バードストライクについて

- ① 7号機、8号機、11号機、12号機、13号機周辺においては、バードストライクに関するデータが十分でなく、このため、11月から2月までの期間に最適な条件で猛きん類の追加調査を実施し、その結果も加えて予測及び評

価を行い、専門家等の助言を踏まえ、必要な環境保全措置を実施すること。

- ② 供用後においてバードストライク事故が発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。
- ③ バードストライクに関する事後調査において、重大な影響が認められた場合には、環境保全措置として、一定期間の稼働停止についても検討すること。

4. 植物について

事業者が行った植物相の調査は、改変区域の一部で調査が行われておらず、生育環境の保全や移植を行うべき重要な種の生育も確認できていない区域がある。このため、十分追加調査を行って対象事業実施区域の植物相を把握するとともに、全ての改変区域内に生育する植物種を確認し、対象事業実施区域の植物種目録をまとめること。その上で、重要な種を再選定し、改めて生育環境保全を基本とする環境保全措置を検討し直し、実施すること。

また、造成工事における切土及び盛土等の施工に当たっては、表土の移動及び人工裸地の出現等に伴う侵略的外来種の生育域拡大の防止について検討すること。

5. 生態系について

(1) 基数及び配置等の再検討

1号機から8号機が設置される予定の区域は、対象事業実施区域及びその周辺区域の中でも、生態系上位種であるノスリの飛翔、特に採餌に関わる行動が繁殖期、非繁殖期を問わず多い。これは当該地が、風を受けやすい地形的要素やノスリが採餌場として選好する環境を有するためと考えられ、このような場所での風力発電機の設置に際しては、事後調査等の事後対応だけでなく、計画段階から影響の回避及び低減を図ることが必要である。このため、1号機から8号機については、専門家等からの助言を踏まえて再評価を行い、その結果に応じて基数の削減、配置の見直し等の影響低減措置を再検討し、ノスリへの影響の低減を図ること。

(2) バードストライク発生時の対応措置

供用後においてバードストライク事故が発生した場合の対応措置について、事故の確認・報告、連絡体制、原因の解明、防止措置、死骸・傷病個体への対処等を定めて実施すること。

(3) 重大な影響が認められた場合の対応措置

バードストライクに関する事後調査において、重大な影響が認められた場合には、環境保全措置として、一定期間の稼働停止についても検討すること。

6. 景観について

尻別川西岸、道の駅シェルプラザ・港及び磯谷高原から主要な景観資源である雷電山を眺望する場合の景観影響については、雷電山及びこれに連なる山稜線だけを対象とするのではなく、雷電山火山群を対象として予測及び評価を行った上、スカイライン切断の回避及び低減等の措置を検討し、景観影響の回避及び低減を図ること。なお、人と自然のふれあい活動の場でもある磯谷高原からの上記景観影響の回避及び低減を図る際には、当該地から眺望する羊蹄山の景観に影響を与えないよう努めるとともに、利用体験への影響（風力発電機の稼働による音が利用体験に与える影響も含む。）を回避、低減又は代償するよう努めること。

7. 廃棄物等について

12号機の設置が予定されている区域は石綿含有産業廃棄物を含む可能性のある安定型最終処分場の跡地であり、掘削等による石綿の飛散の可能性を否定できないことから、風力発電設備の配置の変更を検討するなど、環境影響の回避、低減を図ること。なお、当該跡地の掘削を行う場合は、それにより生ずる廃棄物等の種類、性状及び量並びに処理方法を明記すること。

以上について、その旨を環境影響評価書に記載すること。